
監 査 公 表

監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、令和7年1月14日 土佐市 Aから提出のあった高知県職員措置請求について監査を行い、同年3月7日に監査結果を通知したので、同条第5項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年3月28日

高知県監査委員	横山文人
同	上田貢太郎
同	奥村陽子
同	五百藏誠一

（請求人氏名を「A」、企業名を「B」としたほかは原文のまま掲載）

高知県職員措置請求監査報告書

第1 監査の請求

1 高知県職員措置請求書の提出

令和7年1月14日

2 請求人

土佐市 A

3 請求の内容（原文掲載）

請求人提出の高知県職員措置請求書による措置内容及び請求の理由は、次のとおりである。

（1）措置内容

補助事業者である公益財団法人高知県産業振興センター（以下「センター」という。）に対して高知県（以下「県」という。）が支出した令和5年度高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金のうち、間接補助事業者である株式会社B（以下「B」という。）にセンターが支出した補助金2,500万円（以下「本件補助金」という。）の県への返還を求める。

（2）請求の理由

高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金（以下、チ

チャレンジ補助金)の申請・交付は高知県産業振興センター(以下、センター)を経由して行われるが、交付責任者は知事である。

香南市の株式会社Bは令和5年8月4日に、このチャレンジ補助金の交付に応募している。その申請内容は、新たに中間処理事業を行うための焼却炉2基の導入であり、補助金額は2,500万円である。この金額は令和6年3月8日にBに支払われている。

補助事業の期間は令和5年9月から令和6年1月である。Bは、この補助事業が令和6年1月25日に完了した旨、同年2月14日に県に報告している。

Bは、上記焼却炉2基は自家処理用だから許可を得る必要はないとして設置している。そして、令和6年10月9日に産業廃棄物処分業者としての許可を得たにもかかわらず、現在(令和6年12月10日時点)に至ってもなお、この2基を自家処理用として用いている。

この2基は、ゆらい(もともと)、B営むリサイクル業及び解体業から排出される産廃を自社処理することを主目的として設置したものである。このことは、Bの説明会資料の「事業計画概要」の冒頭に明記されている。Bは、この主目的こそを、チャレンジ補助金申請書の「事業計画概要」欄にも書くべきではなかったのか。そうしていないことは、高知県補助金交付規則(以下、交付規則)第15条第1項第1号の「偽り」にあたると思料される。また、自家処理のみの現状は、交付規則第9条第1項の禁じる「補助金の他の用途への使用」そのものであると言わざるをえない。

(3) 事実を証する書面

ア 「【新事業チャレンジ支援事業費補助金】土佐市の廃棄物処理施設建設への補助金交付について」

イ 「土佐市での廃棄物処理施設建設について」

ウ 高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金に係る補助事業実績報告書 ほか

第2 請求の受理

本件住民監査請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条に規定する要件を具備しているものと認め、受理することとした。

第 3 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容から、本件補助金の支出が違法又は不当であるか、また、本件補助金を県に返還させる必要があるかを監査対象とした。

2 監査対象部局

令和 5 年度高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金を所管している高知県商工労働部工業振興課（以下「工業振興課」という。）及び廃棄物の処理を所管している高知県林業振興・環境部環境対策課（以下「環境対策課」という。）を監査対象部局とした。

3 証拠の提出及び陳述

(1) 請求人の陳述

令和 7 年 1 月 31 日、法第 242 条第 7 項の定めるところにより、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

また、法第 242 条第 8 項の定めるところにより、関係職員として、工業振興課及び環境対策課の職員 6 名を立ち会わせた。

請求人の陳述の概要は、以下のとおりであった。

B の焼却炉は、B が営むリサイクル業及び解体業から排出される産業廃棄物を処理することを目的として設置したものである。このことは、説明会の資料にも自ら記載している。しかしながら、補助金の申請には違ったことを書いている。これは、高知県補助金等交付規則でいう「偽り」に当たる。

(2) 監査対象部局の陳述

同日、監査対象部局である工業振興課及び環境対策課に対し陳述の機会を設けたが、両課はいずれも陳述を希望しなかったことから、陳述は実施しなかった。

4 監査の実施

工業振興課及び環境対策課から関係書類の提出を受け、本件補助金に係る B の交付申請、本件補助金の交付、焼却炉 2 基（以下「本件施設」という。）の使用状況等について確認するとともに、令和 7 年 2 月 18 日に聴取を行った。

聴取の概要は、以下のとおりであった。

(1) 工業振興課

- ア センターにおいては、外部有識者を含めた5名の審査員により、書面及びプレゼンテーションによる審査を実施し、一定の点数をクリアした事業者について予算の範囲内で上位の点数の者から採択し、交付決定を行っている。
- イ Bの補助金交付申請書に添付された事業計画の内容は、認定経営革新等支援機関である金融機関が確認している。
- ウ 本件について、当課は、センター及び環境対策課と連携し、状況を把握している。
- エ 今回の補助金上の「新事業」は、産業廃棄物の中間処理事業（以下「中間処理事業」という。）であると考えている。
- オ 現時点において、本件施設は中間処理事業に使用されており、自家処理（自らの事業活動に伴って生じた廃棄物を自ら処分することをいう。以下同じ。）には使用されていない。
- カ 補助金等に係る財産処分承認基準（以下「承認基準」という。）において、「本来の事業に支障を及ぼさない範囲で一時的に他用途に使用する場合は、財産処分に該当せず、手続は不要である」とされている。
本案件に当てはめれば、中間処理事業に支障がない範囲で自家処理のために本件施設を使用することは一定認められており、財産処分の手続は必要ないと整理している。
- キ 今回の補助金は、コロナや物価高騰等により経済的な影響を受けた事業者が業績の回復等を図ることを支援する目的のものであり、公益上必要がある補助金であると考えている。

(2) 環境対策課

工業振興課とは、必要な情報共有を行っており、連携して対応している。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象部局に対する監査の結果、確認した事実は、次のとおりである。

- (1) 本件補助金に関する規則、要綱等について
- ア 高知県補助金等交付規則（昭和43年規則第7号。以下「交付規則」という。）は、県が交付する補助金等に係る予算の執行の適正を期することを目的として、補助金等の交付に関し基本的な事項を定めている。
- 高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金は、県が交付する補助金であるから、交付規則の適用を受ける。
- イ 県は高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）により、センターは令和5年度高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）により、それぞれ高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めている。
- ウ 「補助金等に係る財産処分について（平成20年11月28日高財政第210号副知事通知）」は、交付規則第19条第1項に規定する補助対象財産の処分の制限に関し、承認基準を設けている。
- (2) 本件補助金の支出に関する経緯について
- ア 令和5年8月4日、Bは、令和5年度高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金交付申請書をセンターに提出し、本件補助金の交付を申請した。
- イ 令和5年9月27日、センターは、本件補助金の交付決定をBに通知した。
- ウ 令和6年1月19日、センターは、交付決定を受けた補助金のうち219,345,000円について県に概算払を請求し、県は、当該請求に係る支出命令書を作成した（センターへの支払日は令和6年1月31日）。
- なお、本件補助金は、上記219,345,000円に含まれている。
- エ 令和6年1月25日、Bは、本件補助金に係る補助事業実績報告書をセンターに提出した（センターの受付日は令和6年2月14日）。
- オ 令和6年3月5日、センターは、本件補助金に係る額の確定をBに通知した。
- カ 令和6年3月8日、センターは、本件補助金をBに支出した。
- (3) 本件補助金の交付申請から決定までについて

- ア 本件補助金に係るBの交付申請書には、原油・物価高騰を受け売上高が5パーセント以上減少したこと、新たに中間処理事業に参入すること、そのために新たに本件施設を導入すること、また、新規事業である中間処理事業は既存事業と顧客が異なることが記載されている。
- イ Bの交付申請書に添付された事業計画については、認定経営革新等支援機関である金融機関が内容を確認している。
- ウ センターにおいては、外部有識者を中心とした5名の審査員が、製品・サービスの新規性、市場性、実現可能性、事業成果及び費用対効果の妥当性等について、書面及びプレゼンテーションによる審査を実施した上で、交付決定を行っている。
- エ 工業振興課は、センター及び環境対策課と連携し、情報を共有している。
- オ 補助金の返還に関する条件は、交付規則、交付要綱及び交付要領にそれぞれ規定されている。
- カ Bは、令和6年10月9日に中間処理事業に係る許可を受け、現在中間処理事業を実施している。

(4) 本件施設の使用状況について

- ア 交付規則第19条は財産の処分の制限について定めており、第1項には、補助事業者は、知事の承認を受けないで、補助事業により取得した財産を補助金の交付の目的に反して使用してはならない旨の規定がある。
- イ 承認基準においては、「施設の業務時間外の時間帯や休日を利用し、本来の事業に支障を及ぼさない範囲で一時的に他用途に使用する場合は、財産処分に該当せず、手続は不要である」とされている。
- ウ Bは、令和6年10月9日に中間処理事業に係る許可を受け、中間処理事業を実施しており、現在は本件施設を自家処理のために使用していない。

2 判断

- (1) 本件補助金の交付申請から決定までについて
請求人は、Bが本件施設を自家処理用に設置したにもかかわらず、このことを補助金交付申請書に記載しなかったのは、交付規則第15条第1項第1号の「偽

り」に当たる旨主張する。

しかしながら、上記 1 (3)により、本件施設の設置は、B が新たに中間処理事業に参入することを目的としたものであると認められるから、B の交付申請書の記載が偽りであるとはいえない。

(2) 本件施設の使用状況について

請求人は、B が産業廃棄物処分業者としての許可を得たにもかかわらず、現在に至ってもなお本件施設を自家処理用として用いており、これは交付規則第 9 条第 1 項が禁じる「補助金の他の用途への使用」そのものである旨主張する。

しかしながら、上記 1 (4)により、B がこれまでに自家処理を行っていたとしても、当該自家処理は財産処分に該当せず、知事の承認に係る手続は不要であると解される。

よって、本件補助金について、知事が補助金の交付決定を取り消す要件に該当するとは認められない。

3 結論

以上のことから、本件補助金の県への返還を求める請求人の主張には理由がない。

よって、本件措置請求を棄却する。

第 5 知事に対する意見

今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

監査結果のとおり、本件補助金の交付に違法又は不当な点はないが、周辺住民が本件施設に不安を持っていることも考慮し、B の中間処理事業について、センターを通じ事業計画を踏まえた進捗管理を実施されたい。